指定管理者総括評価シート

1　施設の概要

施設名称	渋民文化会館・渋民公民館	所在地	盛岡市渋民字鶴塚55番地
施設の設置目的・概要	市民の芸術文化の振興並びに教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与するために設置した施設である。		
建物・設備の概要	敷地面積は27,853㎡で、駐車場は5,250㎡。建物はSRC造り（一部鉄骨造）地下1階、地上4階、延床面積4,844.42㎡（渋民公民館、渋民図書館部分を含む。）。 ホール（600席）、楽屋（3）、リハーサル室、シャワー室、渋民公民館併設（地上2階建、大会議室（移動270席）、和室、視聴覚室、創作室、調理室等）、渋民図書館併設（地上2階建、蔵書数約70,000冊）。 主な備品として、コンサートピアノ（1）、セミコンサートピアノ（1）、ピアノ（1）、演台（1）、司会者台（1）、松羽目（1）、竹羽目（1）等の舞台備品と事務用机・椅子、応接セット（1）等。	設置年月日	平成7年6月4日

2　指定管理者が行う業務等

指定管理者名	公益財団法人盛岡市文化振興事業団	所管課名	交流推進部文化国際課 教育委員会事務局生涯学習課
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで		
指定管理業務の内容	・施設の利用の受付及び使用許可書の交付に関すること。 ・利用料金の収納及び減免事務に関すること。 ・施設，設備及び備品の維持管理に関すること。 ・その他文化会館及び公民館の管理に必要な業務で市長の定めること。	指定管理料（千円）	R1　78,455 千円 R2　78,093 千円 R3　78,923 千円 R4　79,403 千円 R5　79,368 千円
制度導入によって目指す施設の姿	芸術鑑賞や表現活動発表の場としての芸術文化活動のほか，教育，学術及び文化に関する各種事業の拠点施設となり，市民の芸術文化の振興及び社会福祉の増進を図る。		

3　評価結果

総合評価	AA	単位内の施設	令和3年度	令和2年度	令和元年度
		盛岡市民文化ホール	A	A	A
		盛岡劇場・河南公民館	AA	A	A
		都南文化会館・都南公民館	A	A	A
		渋民文化会館・渋民公民館	A	A	AA

施設所管部の			
管理運営方法の検討			
	指定期間中の導入効果及び課題		【導入効果】 ・施設の状況や事業の内容を熟知した指定管理者による管理運営のノウハウが生かされており、維持管理費の削減が図られている。 ・人事異動に左右されない継続的な人材確保が可能となった。 ・他に管理する博物館施設や、その他の公立施設等との連携や、指定管理者の専門性を生かした柔軟 　な施設の管理運営によるサービスの向上が図られ、事業内容も充実している。 ・地域の特色を生かして、世代間交流が図られるような事業の展開が行われている。 【課題】 ・施設や設備の老朽化が進んでおり、利用者からの苦情につながることがある。
	今後の管理運営方法		■　指定管理者制度　　□　直営
		理由	・市民との協働により、盛岡の地で培われ、あるいは創造してきた地域文化や歴史的背景を把握しており、盛岡市の特性を生かした文化の継承、創造、発信が可能であること。 ・音楽、演劇等に経験豊富な専門家をはじめ舞台技術者、学芸員、オルガニストなどの専門知識の高いスタッフ職員を有しており、市民の文化活動に対して適切な助言指導等きめ細かいサービスの提供が可能であること。 ・舞台設備等に熟知した職員を有しており，安全で適切な施設管理ができること。 ・こうした文化芸術、社会教育に関わる職員の育成を図りながら、館の特色を生かすとともに、学校や地域との連携を図り、市の方針に沿った魅力ある事業運営を行うなど、一定の成果を得ていることから、指定管理者による管理運営を継続する。

評価	指定管理者制度を継続する場合	
	選定方法	□ 延長　□ 公募　■ 非公募 （理由：専門的知識を有し、継続的な事業の実施と一体的な管理運営ができる団体が他にないため。）
	所在地に対する団体の条件	■ 市内　□ 制約を設けない（理由：　　）
	管理形態	□ 単館管理　■ 一体管理 （施設名及び理由：盛岡市民文化ホール、盛岡劇場・河南公民館、都南文化会館・都南公民館、渋民文化会館・渋民文化公民館。文化会館4施設のそれぞれ固有の役割・特徴を生かし、4館の有機的な連携を図りながら一体的に管理運営することで、総合的な文化振興を効果的かつ効率的に推進することが可能である。）
	今後の改善点	
	・施設利用者の利便性や利用率の向上を図るため、利用者にとって利用しやすい環境整備が必要となる。（会場予約、チケット購入のオンライン化など。） ・設備の老朽化や光熱水費の高騰など施設の維持費が嵩む中で、他の施設の状況も鑑みながら、適切な使用料の在り方について検討が必要と見込まれる。	
制度担当部の意見		

※評価基準

総合評価

S	【年度評価】の全てがAA以上かつ、Sが1つ以上である。※1単位内に複数施設がある場合は，1施設ごとにSが1つ以上である。
AA	【年度評価】の全てがA以上である。
A	【年度評価】のA以上が半数以上含まれている。※ただし，Cが一つ以上ある場合はC評価
B	【年度評価】のBが半数を超えている。※ただし，Cが一つ以上ある場合はC評価
C	【年度評価】にCが含まれている。